

船橋市身体障害者福祉ホーム条例施行規則

○船橋市身体障害者福祉ホーム条例施行規則

平成17年3月31日
規則第34号

船橋市身体障害者福祉ホーム条例施行規則

船橋市身体障害者福祉ホーム条例施行規則（平成5年船橋市規則第70号）の全部を改正する。

（趣旨）

第1条 この規則は、船橋市身体障害者福祉ホーム条例（平成17年船橋市条例第19号。以下「条例」という。）の施行に関し、必要な事項を定めるものとする。

（指定の申請書等）

第2条 条例第6条の規則で定める申請書は、船橋市身体障害者福祉ホーム若葉指定管理者指定申請書（第1号様式）とする。

2 条例第6条第1号の事業計画書には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

- (1) 管理の基本方針
- (2) 業務計画
- (3) 管理に係る収支予算
- (4) その他管理運営に関する計画

3 条例第6条第2号の規則で定める書類は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 定款、寄附行為その他これらに類するもの
- (2) 法人にあっては、登記事項証明書
- (3) 第1項の申請書を提出する日の属する事業年度の収支予算書及び事業計画書並びに前事業年度の収支決算書及び事業報告書
- (4) その他市長が必要があると認める書類

（指定の通知）

第3条 指定管理者は、条例第7条の規定により指定管理者を指定したときは、船橋市身体障害者福祉ホーム若葉指定管理者指定通知書（第2号様式）により指定されたものに通知するものとする。

（平28規則104・一部改正）

（利用の申請）

第4条 船橋市身体障害者福祉ホーム若葉（以下「若葉」という。）を利用しようとする者は、船橋市身体障害者福祉ホーム若葉利用許可申請書（第3号様式）に健康診断書（第4号様式）を添えて、指定管理者に申請しなければならない。

2 前項の場合において、2人用居室を利用しようとするときにあっては、同項に規定する書類のほか、戸籍謄本（婚姻の届出をしていない場合にあっては、事実上婚姻関係と同様の事情にあることを確認できる書類）及び配偶者の健康診断書を添付しなければならない。

（平28規則104・一部改正）

（利用可否の決定等）

第5条 指定管理者は、前条の規定による申請を受理したときは、その内容を審査し、利用の可否を決定し、その旨を船橋市身体障害者福祉ホーム若葉利用可否決定通知書（第5号様式）により、当該申請をした者に通知する。

（平28規則104・一部改正）

（利用の手続等）

第6条 前条の規定による利用を許可する旨の決定の通知を受けた者（以下「利用者」とい

船橋市身体障害者福祉ホーム条例施行規則

う。)は、速やかに誓約書(第6号様式)を指定管理者に提出しなければならない。

2 利用者は、若葉を利用することができる日(以下「利用開始可能日」という。)から30日以内に利用を開始しなければならない。

(平28規則104・一部改正)

(退去の届出)

第7条 利用者は、若葉から退去しようとするときは、退去しようとする日の30日前までに船橋市身体障害者福祉ホーム若葉退去届(第7号様式)により、指定管理者に届け出なければならない。

(平28規則104・一部改正)

(利用許可の取消し通知)

第8条 指定管理者は、条例第13条の規定により若葉の利用の許可を取り消すときは、船橋市身体障害者福祉ホーム若葉利用許可取消通知書(第8号様式)により通知する。

(平28規則104・一部改正)

(退去)

第9条 前条の規定による通知を受けた者及びその配偶者は、当該通知を受けた日から30日以内に若葉から退去しなければならない。

(利用料の徴収)

第10条 利用料は、利用開始可能日の属する月分から徴収する。

2 月の中途において、利用を許可され、又は自ら退去し、若しくは前条に規定する期間内に退去したときの利用料は、日割計算による。

3 利用者は、毎月末日(月の途中で退去した場合は、退去した日)までにその月分の利用料を納付しなければならない。

(費用の負担)

第11条 利用者は、次に掲げる費用を負担しなければならない。

(1) 居室内で利用する電気、ガス及び上水道の利用料

(2) 共同で利用する電気、ガス及び上水道の利用料の一部

(居室の転貸等の禁止)

第12条 利用者は、居室を転貸し、若しくはその利用の権利を譲渡し、又は他の者を同居させてはならない。

(損傷の届出等)

第13条 利用者は、若葉の施設等を損傷し、又は滅失したときは、直ちに指定管理者に届け出なければならない。

(補則)

第14条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成18年4月1日から施行する。

(準備行為)

2 条例第4条の規定による指定管理者の指定に関し必要な手続は、この規則の施行前においても、第2条及び第3条の規定の例により行うことができる。

附 則(平成28年3月31日規則第104号)

(施行期日)

1 この規則は、平成28年4月1日から施行する。

(経過措置)

船橋市身体障害者福祉ホーム条例施行規則

- 2 この規則の施行の際現に調製されている用紙は、当分の間所要の調整をして使用することができる。

船橋市身体障害者福祉ホーム条例施行規則

第1号様式

船橋市身体障害者福祉ホーム若葉指定管理者指定申請書

年 月 日

船橋市長 あて

主たる事務所の所在地

法人又は団体の名称

代表者氏名

④

電話番号

船橋市身体障害者福祉ホーム条例第6条の規定により、指定管理者の指定を受けたいので下記のとおり申請します。

記

- 1 指定を受けようとする施設
- 2 指定を受けようとする期間

船橋市身体障害者福祉ホーム条例施行規則

第2号様式

船橋市身体障害者福祉ホーム若葉指定管理者指定通知書

第 号
年 月 日

様

船橋市長

印

年 月 日付けの船橋市身体障害者福祉ホーム若葉の指定管理者の指定の申請については、下記のとおり船橋市身体障害者福祉ホーム条例第7条の規定により指定したので通知します。

記

- 1 指定する施設
- 2 指定期間

船橋市身体障害者福祉ホーム条例施行規則

第3号様式

船橋市身体障害者福祉ホーム若葉利用許可申請書

年 月 日

指定管理者 あて

住所

氏名

電話番号



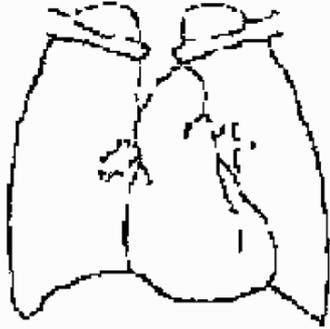
船橋市身体障害者福祉ホーム若葉を利用したいので、次のとおり申請します。

居室の種類		1人用居室・2人用居室	
申請者	身体障害者手帳	交付年月日	
		障害の級別	
	障害名		
	生年月日		
	勤務先等		
配偶者	氏名		
	身体障害者手帳	交付年月日	
		障害の級別	
	障害名		
	生年月日		

船橋市身体障害者福祉ホーム条例施行規則

第4号様式

健康診断書

対象者	ふりがな		男・女	生年月日	
	氏名				
	住所				
既往症					
現症					
身長		胸部検査 年 月 日撮影			
体重					
視力					
聴力					
血圧					
言語					
Hb抗原		(直接・間接)			
尿検査					
心電図					
<p>上記のとおり診断します。</p> <p style="text-align: right;">年 月 日</p> <p style="text-align: right;">医療機関の名称 所在地 担当医師氏名</p> <p style="text-align: right;">㊟</p>					

船橋市身体障害者福祉ホーム条例施行規則

第5号様式

船橋市身体障害者福祉ホーム若葉利用可否決定通知書

年 月 日

様

指定管理者



年 月 日付けで申請のあった船橋市身体障害者福祉ホーム若葉の利用について、下記のとおり決定したので通知します。

記

- 1 許可する。
 - (1) 居室番号
 - (2) 利用開始可能日
 - (3) 利用料
- 2 許可しない。

理由

この処分に不服がある場合には、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に市長に対して、審査請求をすることができます。

処分の取消しの訴えは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、指定管理者を被告として提起することができます。ただし、審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に提起することができます。

船橋市身体障害者福祉ホーム条例施行規則

第6号様式

誓約書

年 月 日

指定管理者 あて

利用者 住所
氏名 ①

連帯保証人 住所
氏名 ①

船橋市身体障害者福祉ホーム若葉の利用に関し、船橋市身体障害者福祉ホーム条例及び船橋市身体障害者福祉ホーム条例施行規則の規定を固く守ることを誓約します。

連帯保証人は、利用者と連帯して利用料その他の船橋市身体障害者福祉ホーム若葉の利用に係る債務を負担します。

船橋市身体障害者福祉ホーム条例施行規則

第7号様式

船橋市身体障害者福祉ホーム若葉退去届

年 月 日

指定管理者 あて

住所

氏名



船橋市身体障害者福祉ホーム若葉を 年 月 日に退去する予定ですので届け出
ます。

船橋市身体障害者福祉ホーム条例施行規則

第8号様式

船橋市身体障害者福祉ホーム若葉利用許可取消通知書

年 月 日

様

指定管理者



年 月 日付け 第 号でした船橋市身体障害者福祉ホーム若葉の利用許可を次の理由により取り消すので通知します。

理由

この処分に不服がある場合には、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に市長に対して、審査請求をすることができます。

処分の取消しの訴えは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、指定管理者を被告として提起することができます。ただし、審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に提起することができます。

第1号様式

第2号様式

第3号様式

(平28規則104・旧第4号様式繰上)

第4号様式

(平28規則104・旧第5号様式繰上)

第5号様式

(平28規則104・旧第6号様式繰上・一部改正)

第6号様式

(平28規則104・旧第7号様式繰上)

第7号様式

(平28規則104・旧第8号様式繰上)

第8号様式

(平28規則104・旧第9号様式繰上・一部改正)